

利用者負担に係るQ&A
【障害者自立支援法等に係る担当者会議(H20.5.22開催)】

質問自治体	項目	質問内容	回答
福岡市・鹿児島市	世帯の範囲	18歳、19歳の施設入所者(=保護者の世帯)と18歳、19歳のグループホーム、ケアホーム入居者(=個人単位)の世帯の取り扱いを違える理由を教えてください。 また、宿泊型自立訓練、知的障害者通動寮の利用者について、グループホーム、ケアホーム利用者と同様に、18歳以上の者を個人単位として所得段階区分を認定してよろしいか。	グループホーム・ケアホーム入居者については、その収入・支出の状況が施設入所者と同様の事情にあることから、施設入所者と同様の取り扱いとしているが、地域で働きながら暮らしている者が多い実態を踏まえ、在宅者と同じく個人単位としたところ。(20歳未満の施設入所障害者については、民法上、保護者に障害者を監護する義務があることを考慮し、親等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して、決定する取扱いをしているところ(障害児と同じ取扱い:利用者負担マニュアル)であり、今後もこの取扱いのとおりとすることとしている。なお、この場合の負担上限月額額の算定については、一般世帯の減免対象についても、障害児の取扱いと同じく所得割28万円の区分を設けることとする。) また、宿泊型自立訓練及び知的障害者通動寮の利用者についても、グループホーム・ケアホーム利用者と同様に、18歳以上の者を個人単位として認定して差し支えない。
岐阜市	世帯の範囲	住民票の構成が、「本人A:障害者」、「Aの配偶者」、「Aの子供:障害児」、「Aの父母」である場合、 →Aがサービスを利用する場合の「世帯範囲」は、「A」及び「Aの配偶者」 →Aの子供がサービスを利用する場合の「世帯範囲」は、住民票どおり。 と解釈しているが間違いないか。念のため、再度確認させていただきたい。	前段については、お見込みのとおり。 後段については、7月の改正において「施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者にあつては、当該支給決定障害者等及びその配偶者に限る。」とする予定であり、障害児Aについても、本人A及びAの配偶者の収入で負担上限月額を判断することとなる(4月18日Q&A参照)。
新潟県・鳥取県	世帯の範囲	今回、世帯の範囲が見直しされることに伴い、従来からあった世帯の範囲の特例対象者について、同一世帯に属する他の者の、①地方税法上の扶養控除の対象、②健康保険の被扶養者にするように変更の手続きを行っても問題はないか。	7月の改正において、令17条第3項(世帯の特例に関する規定)を削除するものであるため、「世帯の特例」の要件に関わらず、世帯の範囲は見直されることとなる。
大阪府・高知市	世帯の範囲	障害児の保護者(夫婦のうちどちらか1人)が単身赴任等により別居している場合は世帯をどのように判断するのか。同一の世帯に属するとは具体的にどういうことを指すのか。	「同一の世帯に属する」とは、原則、住民基本台帳上、同一世帯であるかどうかにより、判断される。ただし、障害児の保護者が単身赴任しており、住民票を移しているような場合については、単身赴任している保護者についても、障害児と同一世帯であるとみなして世帯の範囲を認定する。 これは、障害児の属する世帯の所得の認定に当たり、保護者のうち、どちらの親の監護の下にあるかによって、所得区分認定が異なることによる不公平さを解消するための取扱いである。従って、児童の保護者のみに適用される取扱いであることに留意されたい。
東京都	世帯の範囲	世帯範囲の見直しにより、本人だけの場合には1人世帯、配偶者がいる場合には2人世帯として利用者負担を設定することになったが、夫婦がいずれも障害者の場合も2人世帯として考えるのか。	お見込みのとおり。
群馬県・静岡市	資産要件	資産要件について、配偶者が主たる生計維持者である場合には、障害者本人と生計維持者たる配偶者の有する預貯金との合算を行うことが示されたが、主たる生計維持者たる配偶者が、預貯金の他に居住用以外の不動産又は高価資産を有していたとしても、判断の対象は主たる生計維持者たる配偶者の預貯金のみと解してよいか。	居住用以外の不動産又は高価資産についても規則附則第6条第2項第2号の規定により、障害者及び主たる生計維持者たる配偶者が「その居住の用に供する家屋又は土地以外に資産を所有していないことにつき、市町村が認定」していない資産を有する場合には、減免の対象外となる。 なお、資産の範囲については、著しく高価でない市町村が認めた不動産については、扶養義務者が居住している家屋又は土地以外の資産についても所有できるよう省令改正を行う予定である。
埼玉県、神戸市	資産要件	利用者負担Q&A(H20.4.18事務連絡)の2ページ目のQ&Aを踏まえると、次のような事例について、①は軽減対象、②は軽減対象外と判断されるが間違いないか。 ＜事例①＞ 夫(障害者、主たる生計維持者)→収入:年金のみ。預貯金:600万円。 妻→収入:年金のみ。預貯金:500万円 預貯金合計:1,100万円 ＜事例②＞ 夫(主たる生計維持者)→収入:年金のみ。預貯金:500万円。 妻(障害者)→収入:年金のみ。預貯金:600万円 預貯金合計:1,100万円	お見込みのとおり。 なお、事例②については、見直し前においても軽減措置の対象とはならない。
東京都	事務手続	20年7月以降行う所得区分認定の適用期間は、今回の緊急措置が適用される者についてはH21.3.31までであるが、軽減措置の対象外の者は、これを越えて本来の認定期間までとして差し支えないか。	お見込みのとおり。

質問自治体	項目	質問内容	回答
静岡県・奈良県・岡山県	事務手続	今回の利用者負担金の見直しについて、申請によらず、職権で所得区分認定を変更することは可能か。また、職権で対応できるとした場合、世帯範囲の見直しにより、所得区分が「一般」から「非課税世帯」になった場合、低所得1か2を判断するために必要な年金等の情報については、本人から資料の提出を受け、対応することによいか。	原則として世帯の見直しによる所得区分の変更を行う場合については、本人による申請を必要とするが、既に把握している書類を用いる場合には、申請を受けずに職権で認定することとしても差し支えない。 なお、既存の資料の他に新たに把握・確認が必要な資料がある場合について、これを追加で求めることとなるが、この場合についても職権で認定して差し支えない。
山梨県・船橋市	事務手続	変更申請がない場合の負担額の取り扱いについては、新負担額の設定を行わず、従前のままでよいか。	区分の変更申請が無い場合についても、負担上限月額の変更(低所得1の例:3,750円→1,500円)が必要となる。
神奈川県・大阪府・鹿児島市	事務手続	利用者負担Q&A(H20.4.18事務連絡)において、受給者証に「軽減措置が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする。」等の記載することが可能と示されたが、逆に、利用者負担の適用期間を平成21年度以降の日付にして、備考欄に「軽減措置が延長されなかった場合には、平成21年3月31日までとする。」との記述を受給者証に記載することも差し支えないか。	各市町村の判断で記載していただいて差し支えない。
岡山県	事務手続	所得区分や世帯の見直しに伴い、「支給決定有効期間内」の障害者の方が新たに支給決定の申請を行った場合(利用するサービスを変更する等)には、7月から新たな支給決定を行ってもよいか。	お見込みのとおり。 ただし、負担上限月額の変更のみの場合については、現在の支給決定期間内を限度として、負担上限月額のみを変更を行うこととなる。
山形県・東京都	事務手続	平成20年9月末で支給決定期間が満了する場合について、平成20年10月からの支給決定の際に、7月で認定済みの課税資料に基づいて、申請に基づかず職権で認定しても差し支えないか。	7月の認定のために使用した課税資料が、平成19年度の課税資料である場合には、平成20年度の課税資料についての申請が必要になる。 一方で、7月の認定につき平成20年度の課税資料を利用した場合には、職権により既存の課税資料を利用して認定しても差し支えない。
神奈川県・大阪府・柏市	軽減措置	利用者負担金制度には、通所・在宅サービス利用者の負担軽減の他に、個別減免や食事提供体制加算等があるが、それらの軽減措置は、いつまで継続されるのか。また、利用者負担Q&A(H20.4.18事務連絡)において、受給者証に「軽減措置が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする。」等の記載することが可能と示されたが、食事提供体制加算についても同様に扱ってよいか。	現行の法令上、緊急措置、個別減免及び食事提供体制加算については平成21年3月31日までの時限措置である(令第11条第1項及び第2項)。 また、受給者証における食事提供体制加算の記述についてはお見込みのとおり。
大阪府・柏市	軽減措置	利用者負担Q&A(H20.4.18付P1)で、世帯範囲の見直しは、食事提供体制加算の対象も同様の取扱いとあるが、障害児の場合には所得割額28万未満の世帯が対象ということか。	お見込みのとおり。
横浜市	障害児施設	①障害児施設(医療型)の医療型個別減免が適用となる施設における福祉部分上限額算定方法については、今までどおり、「月額単位数×10円×30.4日×0.1」で求められる金額と、今回の改正における上限額を比較し、小さい額が福祉部分の上限額になると考えてよいか。 ②また、すべての障害児施設(医療型)における、医療費部分及び食事療養費の上限額については、現在の算定方法と変らないものと考えてよいか。 ③なお、地域で子どもを育てるために通常必要な費用(一般世帯(市県民税所得割額16万円以上等))についても、16万円の部分を28万円に読み替え、「地域で子どもを育てるために通常必要な費用」自体に変更がないものと考えてよいか。	算定方法については特別対策における取扱いと同様である。 ①お見込みのとおり。(医療型個別減免後医療部分負担限度額の算定における福祉部分負担限度額の算定にあたっては、従前どおり「月額単位数×10円×30.4日×0.1」と15,000円(低所得者世帯(所得割28万円以下の世帯を含む))であって、18歳未満の障害児を監護する世帯の場合)を比較して、小さい方の額となる。 ②お見込みのとおり。 ③お見込みのとおり。

質問自治体	項目	質問内容	回答
大阪府・鳥取県	障害児施設	①一般の「緊急措置」においては、成人の障害者の所得区分は本人(及び配偶者)の課税額及び所得額に基づき定められるものとなったが、20歳以上の重症心身障害児についても本人(及び配偶者)の課税額及び所得に基づき定められると考えてよいか。 ②また、20歳以上の重症心身障害児の世帯が生活保護世帯の場合、障害児施設給付費の所得段階区分は、世帯又は「本人と配偶者のみ」のどちらで判断するのか？	①お見込みのとおり。 ②世帯で判断することとなる。
札幌市	補装具費	世帯の範囲を「個人単位」を基本として見直しを行うのは、通所・在宅サービスについては、18歳以上、入所施設については、20歳以上とされている。 これは、補装具費における18歳、19歳の取り扱いも同様と考えて良いか。	在宅・通所、施設入所に関係なく、18歳以上は本人(及び配偶者)の扱いとする。 なお、現行においても個別減免の対象者である施設入所者が補装具を利用する場合には、福祉サービスを利用する場合とは異なり、18歳以上については本人のみの収入において認定を行う取扱いとしているところ。
岐阜市	補装具費	補装具費に係る利用者負担についての今回の見直しは、障害者の世帯範囲(障害福祉サービスと同様、個人単位に変更)に関するものであり、障害児については、世帯範囲や市町村民税所得割額等の変更点はないと考えてよいか。	お見込みのとおり。
埼玉県	その他	「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者(境界層該当者)に対する保護の実施期間における取扱いについて」の改正通知はいつなのか。	現在、関係各課と調整しているところであり、取りまとめ次第、通知することとしているところ。
山梨県	その他	参考例として示されている申請書(様式1)の「Ⅱ 個別減免に関する認定」欄の1には、「グループホーム、ケアホーム入居者、施設入所者(20才以上)」となっているが、宿泊型自立訓練等は平成20年7月以降は対象外ということか。	今までどおり、グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者(20歳以上)並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行を受けている者も対象となる。
山梨県・大阪府	その他	申請書(様式1)の注に20歳以上の施設入所者等は通所施設・在宅サービス等軽減の対象とならない旨の記載があったが、今回の様式では当該記述が削除されたが、今後は対象としてよいのか。	今までどおり、20歳以上の施設入所者等は通所施設・在宅サービス等軽減の対象とはならない。
和歌山市	その他	参考例として示されている収入申告の様式(様式24)中、「4. 世帯構成員の状況について」の(1)で、多数の氏名記入欄が設けられている理由は何か。	障害児を抱える世帯の負担軽減対象範囲として「年収890万円程度まで」とされているが、世帯の収入は、住民票上の世帯員の合算を行うことを考慮して記入欄を複数設けたもの。 ただし、実務上は、この欄に記入しなくても課税証明書等で課税状況を把握できることが多いと考えられることから、このような場合には、自治体の判断により適宜様式を修正することは差し支えないものである。

○ 利用者負担金の算定シートの改訂版及び利用者負担に関するQ&Aについては、本改正を反映させた資料を作成する予定である。